

議案第六十三号

港区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

港区立勤労福祉会館条例（昭和五十年港区条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第二項中「あたり」を「当たり」に改める。

第五条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「使用」を「利用」に改め、同条第二号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第三号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条第五号中「使用」を「利用」に改める。

第七条第一項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第九条の見出し中「使用権」を「利用権」に改め、同条中「使用者は、使用」を「利用者は、利用」に改める。

第十条中「使用者」を「利用者」に改め、同条ただし書中「限りではない」を「限りでない」に改める。

第十一条の見出しを「（利用承認の取消し等）」に改め、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に、「使用」を「利用」に改め、同条第一号中「使用目的又は使用条件」を「利用目的又は利用条件」に改め、同条第三号中「使用」を「利用」に改める。

第十二条第一項中「使用者がその使用」を「利用者がその利用」に改め、同条第二項中「使用」を「利用」に改める。

第十三条中「使用者」を「利用者」に改める。

第十四条第一号中「使用」を「利用」に改め、同条第三号中「整とん」を「整頓」に改める。

第十九条第一項第二号中「使用者」を「利用者」に改める。

別表集会室の部第一洋室の項中「三、〇〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同部第二洋室の項中「六〇〇円」を「七〇〇円」に、「七〇〇円」を「八〇〇円」に、「八〇〇円」を「九〇〇円」に改め、同部和室の項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、七〇〇円」及び「二、二〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表サークル室の部中「二、三〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表体育館の部貸切りの場合の項中「四、九〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「六、一

〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「九、二〇〇円」に改め、同部個人利用の場合の項中「二〇〇円」を「二四〇円」に改め、同表卓球室（個人利用のみ）の部中「一〇〇円」を「一二〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年二月一日から施行する。ただし、第四条、第五条、第七条、第九条から第十四条まで及び第十九条の改正規定は公布の日から、別表体育館の部貸切りの場合の項及び同部個人利用の場合の項の改正規定は平成二十五年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区立勤労福祉会館条例（以下「改正後の条例」という。）別表（体育館の部を除く。）の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表体育館の部の規定は、平成二十六年六月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

（説明）

勤労福祉会館の使用料を改定するため、本案を提出いたします。